

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月15日
【会社名】	株式会社NANKAI (旧会社名 南海電気鉄道株式会社)
【英訳名】	NANKAI Co.,Ltd. (旧英訳名 Nankai Electric Railway Co.,Ltd.) (注)2025年6月18日開催の第108期定時株主総会の決議により、 2026年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡嶋 信行
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	大阪府中央区難波五丁目1番60号 大阪府浪速区敷津東二丁目1番41号(本社事務所)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長岡嶋 信行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」といいます。）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社27社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社28社については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが運輸業、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業等の異なる事業を展開していることから、事業拠点の重要性を判断する指標として営業活動の結果である営業収益が適切であると判断し、各事業拠点の前連結会計年度の営業収益（連結会社間取引消去後）を基に、営業利益の水準も勘案し4事業拠点を「重要な事業拠点」に選定しております。その結果、選定した「重要な事業拠点」の営業収益の合計は、当連結会計年度の連結営業収益の概ね3分の2に達しており、財務報告全体に与える影響の重要性の観点から、合理的な範囲をカバーしているものと判断しております。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、企業の収益獲得活動に直接関連する営業収益、売掛金、棚卸資産及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高い業務に係る業務プロセス及び見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る繰延税金資産の計上、固定資産減損損失の計上、退職給付に係る負債計上等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。